

新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業  
(豊かで快適な雪国づくり推進事業)実施要領

平成21年4月23日制定

第1 趣旨

「新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業」のうち「豊かで快適な雪国づくり推進事業」の実施については、新潟県補助金交付規則及び新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 実施方針

安全で快適な雪国の地域環境と地域の創意工夫を生かした豊かで魅力ある雪国の生活環境を創造するため、地域の実情や社会情勢の変化等に的確に対応したきめ細かな対策を計画的かつ総合的に推進することを目的として実施するものとする。

第3 事業実施対象地域

事業実施対象地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により特別豪雪地帯に指定された地域とする。

第4 事業主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

第5 事業内容

事業主体は、必要に応じて次に掲げる施設を整備することができるものとする。

(1) 生活環境保全型施設

生活環境保全型施設とは、克雪用水（地下水を除く。以下同じ。）の確保又は地下水の揚水量削減を図るために必要な施設及び安全で快適な冬の生活環境づくりのために必要な無散水融雪施設とする。

(2) 生活環境充実型施設

生活環境充実型施設とは、雪国の特性や地域の創意工夫を生かし、冬期におけるレクリエーション活動を促進するために必要な施設とする。

(3) 先導的技術・未利用エネルギー活用型施設

先導的技術・未利用エネルギー活用型施設とは、雪国の特性を生かしながら地域環境の向上を図り、併せて、地球環境の保全を図るために必要な雪冷熱活用施設や未利用エネルギーを活用する消融雪施設等とする。

第6 施設の管理運営

施設の管理運営は、市町村又は市町村から委託を受けた者が行うものとする。

なお、市町村は、管理運営の委託に際してはその条件を明らかにしておくものとする。

第7 他の施設との調整

市町村は、施設の整備に当たっては、他の施設の設置状況及び設置計画との調整を図るものとする。

第8 助成

- (1) 県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。

(2) 本事業の実施期間は、原則として1年とする。

#### 第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによる。

#### 附則

- 1 この要領は、平成21年4月23日から実施する。
- 2 新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業（安心・安全な雪国づくり推進事業及び豊かで快適な雪国づくり推進事業）実施要領（平成17年5月30日制定）は廃止する。